

鳥取県告示第 401 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
有限会社清水 代表取締役 清水 真弓	鳥取市国府町糸谷 8-3	もみじ薬局介護支援 事業所	鳥取市国府町宮下 1165-3	平成 19 年 4 月 16 日